

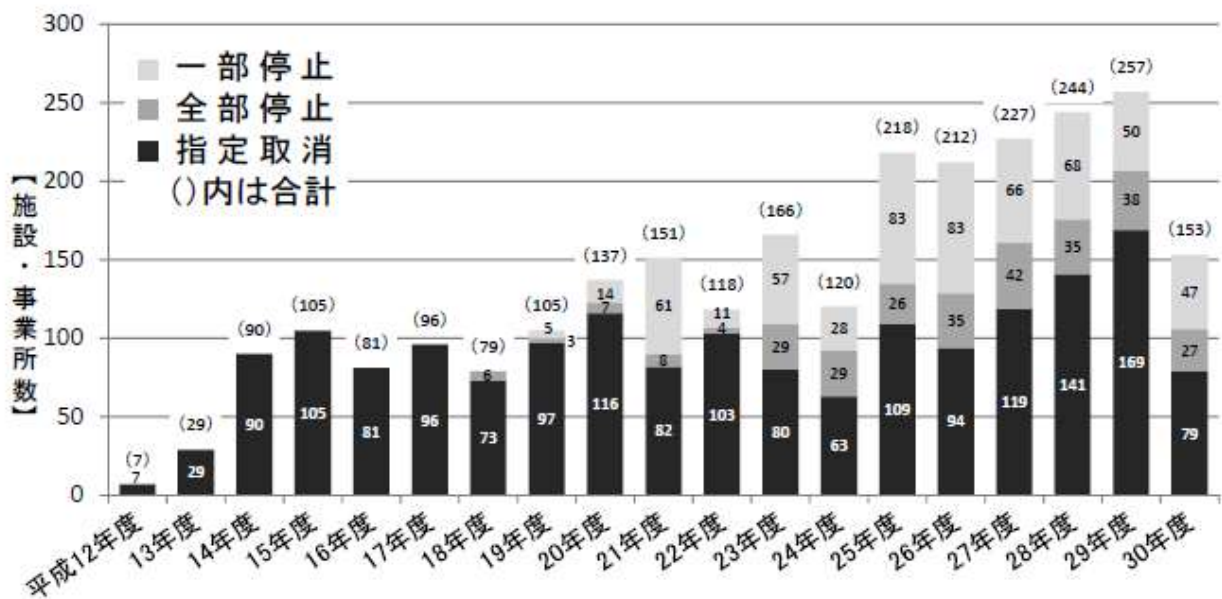
## 2 行政処分等の傾向

### (1) 全国的な傾向

介護保険サービス事業所・施設数は、介護保険制度の創立以来増加していますが、指定の取消・効力の停止処分を受ける事業所等についても、平成30年度に減少したものの、全体としては、増加傾向にあります。また、指定の取消事由及び指定の効力の停止事由は、「不正請求」「法令違反」「虚偽報告」が多く、平成29年度、平成30年度については、この3つの事由で全体の過半数を占めています。

図-1 指定取消・効力の停止処分のあった介護保険施設・事業所等内訳【年度別】  
(平成12年度～30年度)

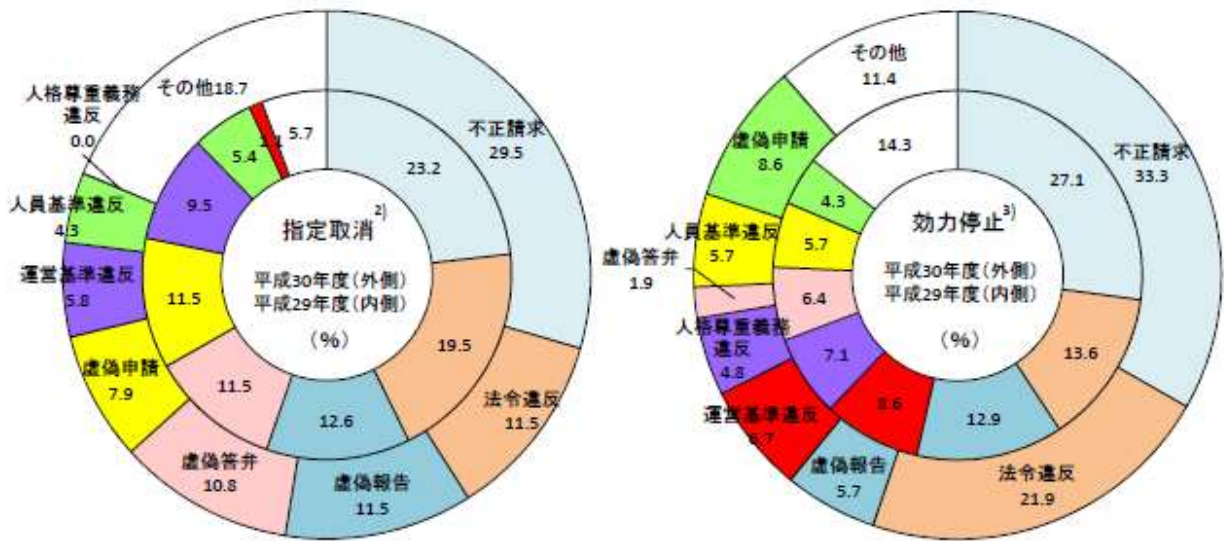
指定取消・効力の停止処分のあった施設・事業所数(合計): 2,595事業所



注：1) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。  
2) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。  
3) 効力の停止処分は、平成18年度から施行された。

(厚生労働省 令和2年3月10日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料)

図-2 指定の取消事由・指定の効力の停止事由（平成 29・30 年度）



注：1) 指定取消・効力の停止における各年度の処分事由の合計を100としたときの割合である。  
 2) 指定取消には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。  
 3) 効力停止は、指定の効力の一部停止と全部停止を合算したものである。

(厚生労働省 令和 2 年 3 月 10 日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料))

(2) 前橋市の処分事例

平成 30 年度 行政処分

	種別	処分内容	処分の原因
1	通所介護 第1号通 所介護事 業	指定の全部 の効力の停 止（3か 月）	<p>【不正請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供時間が通所介護費の算定要件を満たさない、または、居宅サービス計画及び通所介護計画上の所定単位数を算定できないのにもかかわらず、上記計画上の所定単位数を算定した。</li> </ul> <p>【法令違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所介護事業と一体的に運営されている通所介護事業において、介護報酬の不正請求が行われた。</li> </ul>

	種別	処分内容	処分の原因
2	訪問看護 介護予防 訪問看護	指定の全部 の効力の停 止（3か 月）	<p>【不正請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護の利用対象者は、主治医が訪問看護の必要性を認めたものに限られ、訪問看護の提供に当たっては、主治医による指示を文書で受けなければならないところ、主治医の指示を受けていないにもかかわらず、訪問看護を提供した訪問看護費を不正に請求し、受領した。</li> <li>・訪問看護を提供した記録が存在しないにもかかわらず、訪問看護費を不正に請求し、受領した。</li> <li>・訪問看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しなければならないところ、当該計画に位置付けがないにもかかわらず、訪問看護費を不正に請求し、受領した。</li> <li>・訪問看護事業者は、訪問看護事業所ごとに、当該訪問看護事業所の看護師等によって訪問看護を提供しなければならないところ、従業者ではない者によって提供したにもかかわらず、訪問看護費を不正に請求し、受領した。</li> <li>・准看護師が指定訪問看護を提供した場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する必要があり、居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の都合により准看護師以外の看護師等が訪問する場合及び居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合についても、所定単位数の100分の90に相当する必要があるところ、所要の減算を行わず、訪問看護費を不正に請求し、受領した。</li> <li>・サービス提供記録に担当した看護師等の氏名の記録がなく、訪問看護費の算定要件を満たしていないにもかかわらず、訪問看護費を不正に請求し、受領した。</li> </ul> <p>【法令違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防訪問看護事業と一体的に運営されている訪問看護事業において、介護報酬の不正請求が行なわれた。</li> </ul>

令和元年度 行政処分

	種別	処分内容	処分の原因
1	訪問介護 第1号訪問事業	指定取消	<p>【不正請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定訪問介護を提供した旨の記録が存在しないにもかかわらず、介護報酬を請求し、受領した。</li> <li>・ サービスの提供の記録における指定訪問介護の提供内容と整合しない介護報酬を請求し、受領した。</li> <li>・ 同一人の訪問介護員が複数の利用者に対して、同時に指定訪問介護の提供を行い、各々介護報酬を請求し、受領した。</li> <li>・ サービスの提供の記録に担当訪問介護員が記録されていない等、介護報酬の請求が認められない事例について、介護報酬を請求し、受領した。</li> <li>・ 初回加算について、当該加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、介護報酬を請求し、受領した。</li> <li>・ 介護職員処遇改善加算Ⅲについて、上記の状況であるにもかかわらず、各報酬の所定単位数に基づき算定し、介護報酬を不正に請求し、受領した。</li> <li>・ 介護予防訪問介護相当サービスを提供した旨の記録が存在しないにもかかわらず、介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額を請求し、受領した。</li> <li>・ 初回加算について、当該加算の算定要件を満たしていないにもかかわらず、介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額を請求し、受領した。</li> </ul>

(3) 実地指導における指摘の多い事項

平成 30 年度及び令和元年度 居宅介護支援 実地指導

改善指導事項		指摘の多い事項
第1 基本方針等		
1	基本方針	○
第2 人員に関する基準		
1	従業者の員数	○
2	管理者等	
3	利用者数の算定	
4	職務の専従	
第3 運営に関する基準		
1	内容及び手続の説明及び同意	◎
2	提供拒否の禁止	
3	サービス提供困難時の対応	
4	受給資格の確認	
5	要介護認定の申請に係る援助	
6	身分を証する書類の携行	
7	利用料等の受領	
8	保険給付の請求のための証明書の交付	
9	取扱方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的な居宅サービス計画の作成</li> <li>・ 課題分析の実施</li> <li>・ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取</li> <li>・ 居宅サービス計画の説明及び同意、交付</li> <li>・ 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼</li> <li>・ 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価</li> <li>・ モニタリングの実施</li> <li>・ 居宅サービス計画の変更</li> <li>・ 主治の医師等の意見等</li> </ul>	◎◎
10	法定代理受領サービスに係る報告	
11	利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	
12	利用者に関する市町村への通知	

改善指導事項		指摘の多い事項
13	管理者の責務等	
14	運営規程	○
15	勤務体制の確保等	○
16	設備及び備品等	
17	従業員の健康管理	
18	掲示	○
19	秘密保持等	
20	広告	
21	利益供与(収受)等の禁止	
22	苦情処理	○
23	事故発生時の対応	
24	会計の区分	
25	記録の整備	
第4 変更の届出等		
1	変更の届出	○
第5 介護給付費の算定及び取扱い		
1	基本事項	
2	基本報酬	○
3	各種加算	◎
4	各種減算	◎

○：指摘のあった事項

◎：指摘の多い事項

◎◎：特に指摘の多い事項

### 3 介護労働安定センターの支援事業

公益財団法人介護労働安定センター群馬支所の事業をご案内します。人材育成や事業所運営等にお役立てください。